



新名寄市総合計画

(第1次)

2007▶2016

概要版



自然の恵みが人と地域を育み
市民みんなが創る
心豊かな北のまち・名寄

市章



(平成18年3月27日制定)

市民憲章

私たちは、秀峰ピヤシリを望み、天塩川の恵みに育まれた美しい
緑と樹氷きらめくまち、名寄の市民です。厳しい風雪に耐え抜いた
開拓者精神を受けつぎ、郷土を愛する心を大切にしながら明るく、
生き生きとした名寄市の発展に努めます。

自分のまちに誇りと責任をもち、
みんなで話し合いながら、
住みよいまちをつくります。

からだところの健康を大切にし、
互いに温かい思いやりをもって、
安心して暮らせるまちをつくります。

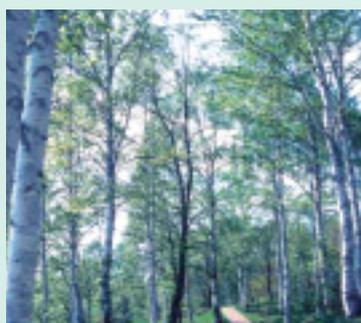
豊かな自然を守り育て、
自然と調和した暮らしの環境をととのえ、
快適でうるおいのあるまちをつくります。

楽しく働き、創造力を発揮し、
豊かな暮らしを誇れる
活気に満ちたまちをつくります。

知性と感性をみがき、
こころ豊かな人と薫り高い文化を育み、
希望に輝くまちをつくります。

(平成19年2月26日制定)

市の木



シラカバ

(平成18年7月25日制定)

市の花



オオバナノエンレイソウ

(平成18年7月25日制定)

市の鳥



アカゲラ

(平成18年7月25日制定)



「星・雪・きらめき 緑の里 なよろ」は、市民の皆さんに名寄市のイメージと新名寄市総合計画（第1次）が目指す将来像とまちづくりに関心を持っていただくためのキャッチフレーズです。

“星・雪・きらめき”は、名寄市の豊かな自然環境のすばらしさやいきいきとした市民の姿を表しており、“緑の里 なよろ”は、天塩川の恵みに育まれてきた農業をはじめとする産業と人と人との結びつきを大切に支え合い、一人ひとりが輝く名寄のまちを表しています。

CONTENTS

総論

1. 計画の構成と期間	1
2. 名寄市のまちづくりの課題	1

基本構想

1. 基本理念	2
2. 将来像	3
3. 基本目標	4
4. 基本指標	5
5. 土地利用構想	5
6. 施策の体系	6

基本計画

基本目標 1（市民参画・健全財政） 市民と行政との協働によるまちづくり	7
基本目標 2（保健・医療・福祉） 安心して健やかに暮らせるまちづくり	9
基本目標 3（生活環境・都市基盤） 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり	11
基本目標 4（産業振興） 創造力と活力にあふれたまちづくり	14
基本目標 5（教育・文化・スポーツ） 心豊かな人と文化を育むまちづくり	16
用語解説	18

協働のまちづくり

名寄市は、平成18年3月27日に風連町と名寄市が合併し、新たに今後10年を計画期間とする総合計画の策定が必要となりました。合併による自治体の基本的枠組みの変更に加え、少子高齢化の進行と人口減少や地方分権の進展、厳しい財政運営など多くの課題を解決しまちづくりを進めていくためには、市民との協働による自主性と自律性の高い行政運営が求められています。

総合計画は、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるために市民と行政が共通の課題認識と目標を持ち、地域が一体となつて取り組んでいくための行動指針となるものです。

風連町・名寄市合併協議会において平成16年度に策定された新市建設計画を踏まえて、平成18年6月以降、100人の策定審議会委員の皆さんによる熱心かつ精力的なご審議、地域懇談会や中間報告会において寄せられた市民の皆さんの貴重なご提言など市民との協働によって新名寄市総合計画（第1次）の策定作業を進めてきました。

平成19年度から平成28年度までのこの計画は、協働・健康・生活・活力・人づくりの5つを基本理念として「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄」をまちづくりの目標と決めました。

本計画の実現には、市民と行政がパートナーとして共にまちづくりを推進することと、市民の皆さんのご理解とご協力がますます重要となります。計画づくりに参加協力いただきましたエネルギーを名寄市のまちづくりに引き続き賜りますようお願い申し上げますとともに、本計画の策定のあたり策定審議会委員の皆さんをはじめ、貴重なご意見をいただきました関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成19年3月

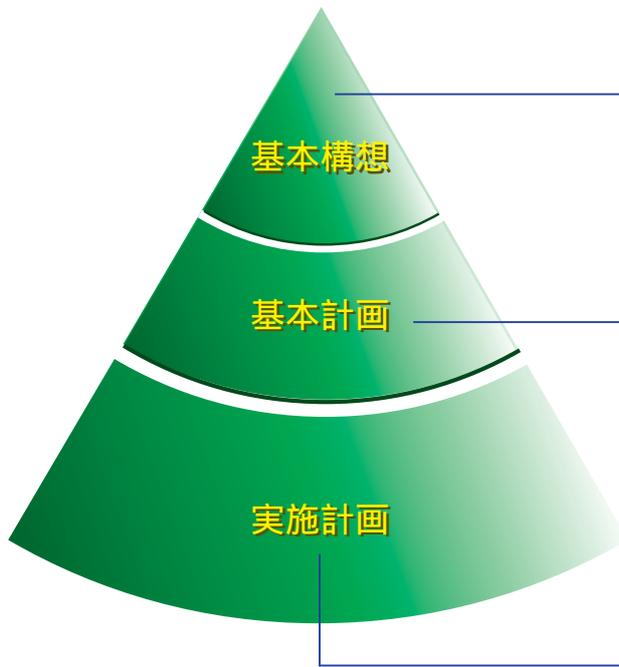
名寄市長 島 多慶志



総論

1. 計画の構成と期間

新名寄市総合計画（第1次）は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、計画の期間を平成19年度から平成28年度までの10年間とします。



「基本構想」

社会経済の動向などを展望しながら、名寄市が目指す都市像を明らかにするとともに、「まちづくりの目標」を定めて、その目標を実現するための分野ごとの基本的な方針を示します。

「基本計画」

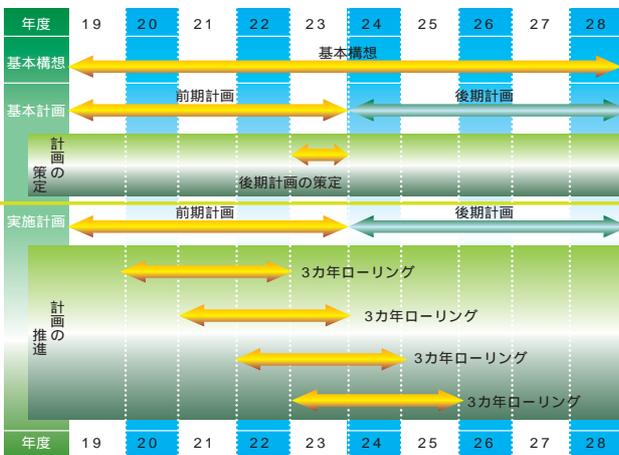
基本構想で示した各分野の基本的な方針に基づく必要な施策を分野ごとに具体的に示します。

基本計画は前期計画（平成19年度から平成23年度）と後期計画（平成24年度から平成28年度）に区分します。前期計画は熟度の高い内容とし、後期計画は前期5年間における施策の進捗状況を総合的に点検し評価を行います。

「実施計画」

基本計画で示した分野ごとの施策を具現化するため、施策の体系ごとに必要とされる事務事業の事業内容や事業期間などを定めます。

実施計画は、登載した事務事業の目的や目標達成度を明確にし、情勢の変化に対応するため3カ年の計画を毎年度見直すローリング方式で進行管理を実施するとともに、行政評価システムによる点検と評価を行い、実効性を高めることを目指します。



2. 名寄市のまちづくりの課題

- 1 市民と行政との協働 のまちづくり
- 2 健康づくりと支えあいの福祉環境づくり
- 3 安全・安心で暮らしやすい居住環境づくり
- 4 特色ある産業の創造と活力づくり
- 5 個性ある教育・文化・スポーツ環境づくり

基本構想

1. 基本理念

私たちは、次の5つを基本理念としてまちづくりを進めます。

協働

市民自治、地域主権の理念のもと、市民と行政が協働する地域自治組織を創設し、自立するまちを目指します。

健康

人と人との支え合い、健やかに暮らすことができ、一人ひとりが生涯輝いていられるまちを目指します。

生活

豊かな緑を大切に、自然と調和した快適な生活環境を確保し、未来へとつなぐまちを目指します。

活力

地域の特性を活かしながら産業間連携を進め、自立的に発展する活力あるまちを目指します。

人づくり

生涯学習活動や文化活動を充実させ、市立大学などの地域資源を活かした個性あふれるまちを目指します。

2. 将来像

基本理念を踏まえ、目指すべき将来像を次のように設定します。

自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄

天塩川の恵みや、美しい四季の自然と気候風土から培われた農業を基幹として発展してきた歴史や伝統と文化は、先人が残してくれた大切な財産です。

このことに畏敬の念を抱き、私たちは、未来に誇れる郷土をつくるために、人と人との結びつきを大切に、市民一人ひとりが創造力を発揮して、地域が持つ「本物の豊かさ」を追求するまちを目指します。

【将来像のイメージ】



3. 基本目標

基本目標 1

市民と行政との協働
によるまちづくり

(市民参画・健全財政)

市民がまちづくりに参加できる機会を広げ、市民自治の制度的な仕組みづくりに努めていきます。

また、情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有化を図り、コミュニティ活動の推進、人権尊重、男女共同参画の推進に努めるとともに、情報通信技術を活用した市民サービスの向上を図ります。

さらに、行財政改革を推進し、行政評価、行政組織の見直しなど、厳しい財政事情や地方分権に対応した効果的・効率的な行政運営を進めます。

基本目標 2

安心して健やかに
暮らせるまちづくり

(保健・医療・福祉)

市民の健康づくりを促進するとともに、どこにいても適切な医療が受けられるように地域医療の充実を図ります。

また、子どもがのびのびと育ち、女性が仕事を続けながら安心して子どもを産み育てられるよう、保育サービスの充実やひとり親家庭への支援、遊び場の確保など、子育て環境を整備します。

さらに、市民が互いに助け合う地域福祉社会づくりを進め、福祉・介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。

基本目標 3

自然と環境にやさしく
快適で安全なまちづくり

(生活環境・都市基盤)

多彩な自然環境の保全を図るとともに、景観の整備や少子高齢化に対応した居住環境の整備、ごみの排出抑制・再利用や処理体制の整備など、生活環境の整備を進めます。また、消防・救急、防災対策など、生活安全対策の強化に努めます。

さらに、市街地の計画的整備や道路・交通ネットワークの整備、雪に強い除排雪体制の確立に努めます。

基本目標 4

創造力と活力に
あふれたまちづくり

(産業振興)

収益性の高い農業生産や農畜産物の加工・ブランド化などを推進します。また、林業の育成や森林の活用に努めます。

さらに、魅力ある商店街づくり、農林業と商工業が融合した産業の振興を図るとともに、雇用の安定向上に努め、自然体験型観光・農業体験など地域の特性を活かしたメニューを充実していきます。

基本目標 5

心豊かな人と文化を
育むまちづくり

(教育・文化・スポーツ)

子どもたちの学ぶ意欲を育み、将来を担う人材の育成を図り、市立大学を市民の共有財産としてその施設・機能を最大限活用するとともに、幼稚園や保育所から大学までの連携を一層深め、生涯にわたって自発的な学習を続けていくことができる生涯学習環境の整備に努めます。

また、年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進、地域文化の継承と創造を積極的に進めます。

4. 基本指標

(1) 総人口

平成28年の目標年次人口を28,000人と想定します。

名寄市の総人口は、現状のまま推移するとすれば、平成17年の31,628人から、平成28年には約28,000人に減少すると推計されます。

今後も交流人口の拡大によるまちの活性化に努めるとともに、子育て環境や生活環境基盤の整備、定住環境の整備、保健・医療・福祉環境の充実など、総合的なまちづくりを推進していきます。

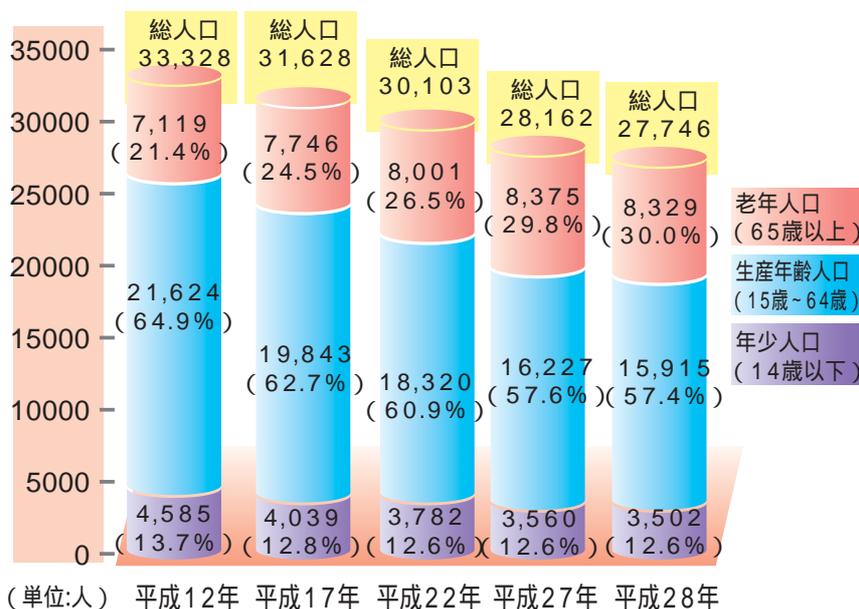
(2) 財政の見通し

小規模市町村では地方交付税に依存する割合が高いほど財政にゆとりがなく、大都市の税収の大幅な伸びが地域間格差を拡大させ、財政力の二極化が進んでいます。

三位一体改革（平成16年度～平成18年度）に続き、平成19年度から導入が予定されている新型交付税を含む「歳出・歳入一体改革」により、市町村はさらに厳しい財政運営を求められることとなります。

名寄市は合併を選択したことにより、合併支援策と人材も含めた地域資源を確保することができましたが、今後も多くの財源を伴う大型事業が予定され、適切な事業の選択と公債管理を行い、後世に過大な負の遺産にならないよう健全な財政運営を行う必要があります。

将来人口の推計



5. 土地利用構想

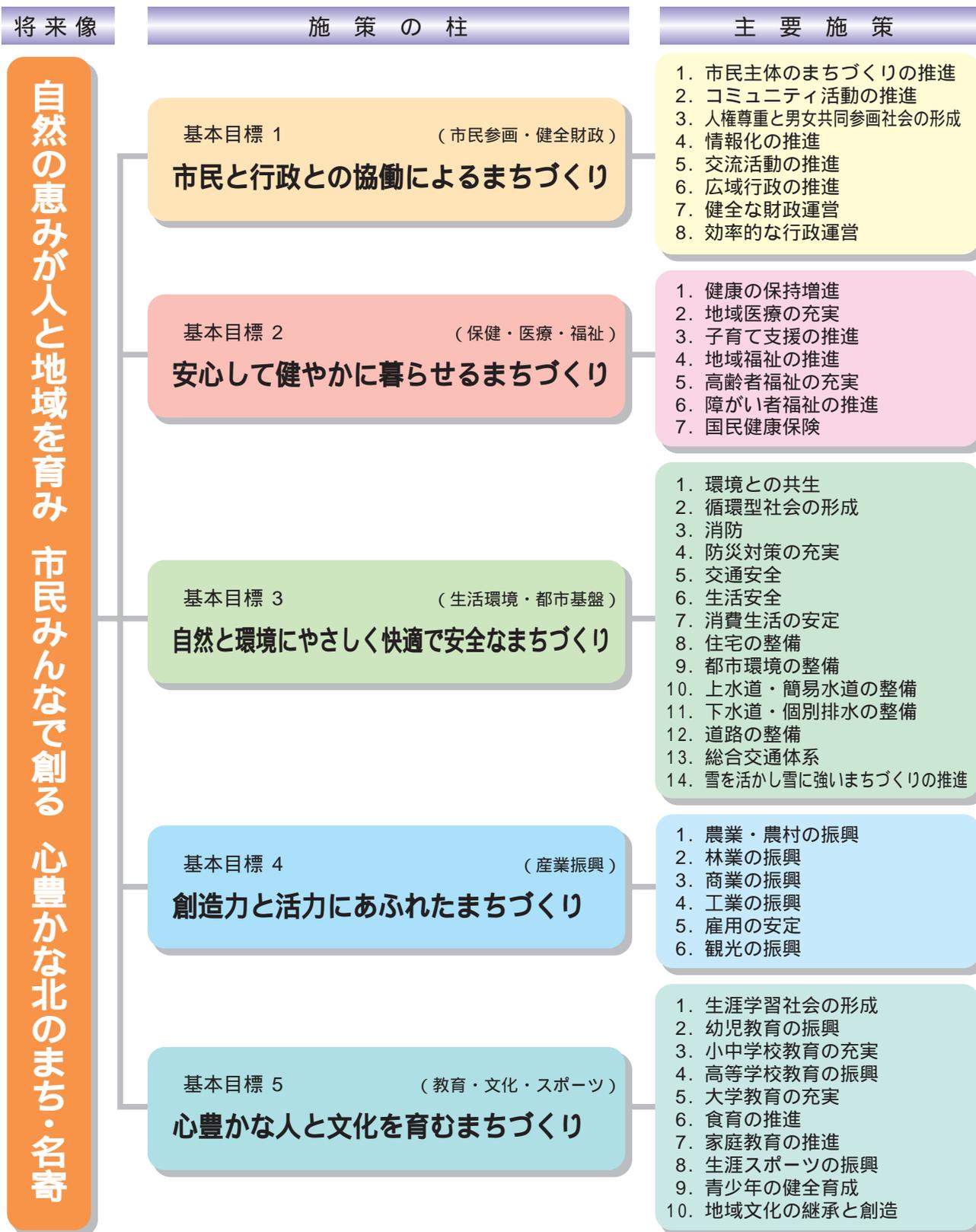
土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、市民の生活や産業経済活動などの共通の基盤となるもので、その利用のあり方は、まちの発展や市民生活の向上と深い関わりを持ちます。

目指す将来像の実現に向けて、合理的、計画的

なまちづくりが進められるよう各種土地利用計画を策定し、自然環境の保全と快適な生活空間の形成を基本に、土地利用の調和を図りながら適正な規制・誘導を行います。

6. 施策の体系

将来像の実現に向けて、まちづくりの5つの基本目標（施策の柱）と施策の体系を次のとおり設定し、総合的かつ計画的な施策展開をします。



基本計画

基本目標 1

市民と行政との協働によるまちづくり

(市民参画・健全財政)

市民主体のまちづくりの推進

市民参画と協働の推進
広報・広聴活動の充実と情報公開

行政運営に対する市民の参加と参画を促進し、市民と行政が一体となったまちづくりの推進体制を整備します。また、地域住民の自主的な活動やまちづくりを担う市民や活動団体を積極的に支援するとともに、行政情報を多様な手段でわかりやすく市民に公開するよう努めます。

コミュニティ活動の推進

コミュニティ活動の活性化

地域の自治機能と連帯感を高める活動の推進や地域づくり活動の拠点となる施設整備を図るため、地域の状況に即した支援を行います。また、町内会や行政区など既存の組織を基盤として地域コミュニティのあり方を検討し、主体的・自主的に地域づくりに取り組む組織づくりを推進します。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

人権教育・啓発活動の推進
男女共同参画社会の推進

個人の人権が尊重される社会の実現に向けて、女性、子ども、障がい者、高齢者など、あらゆる人権問題に配慮した施策を推進します。男女がお互いの人権を尊重し、個性や能力が発揮できる地域社会を創造するため、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、責任を担う環境づくりを推進します。

情報化の推進

電子自治体の構築
情報通信基盤の整備

庁内情報システムの適切な運用、情報通信技術の進展や市民ニーズの動向を見極めながら、より高度な電子自治体の構築を目指します。インターネット技術を活用し、市民生活や経済活動における利便性の向上が図られるシステムの導入や多様な分野での情報ネットワークの整備、それらを活用した行政サービスの提供を目指します。電子自治体を安全かつ円滑に利用・運営するために、情報セキュリティ対策を進めます。

交流活動の推進

国内交流の推進
国際交流の推進
交流居住の推進

ふるさと会や姉妹都市をはじめとする各地域とさまざまな分野で交流活動を展開し、人と人の交流を通じた活気あるまちづくりを進めます。また、市民の国際交流活動の支援や国際感覚を持つ人材の育成を図り、国際化に対応したまちづくり、人づくりを進めます。さらに、移住促進による地域経済の活性化を図るため、民間との連携強化による積極的な情報提供に努め、受入体制の整備を進めます。

広域行政の推進

- 協力体制の強化
- 広域圏市町村の振興

上川北部広域圏域における中心都市としての役割を認識しながら、広域的な視点で地域の振興発展に寄与するため、関係市町村との連携を強めていきます。

健全な財政運営

- 財政の健全性の確保
- 財政運営の効率化

地方分権が進み、限られた財源の中で、多様な行政需要に対応するため、市民に提供するサービスの範囲と地域や市民の役割との調整を図りながら、わかりやすい財政情報の公表に努め、適切な事業選択と公債管理のもとに弾力性のある持続可能な財政運営を目指します。

効率的な行政運営

- 計画行政の推進
- 職員の適正配置と計画的な定員管理
- 職員の能力向上
- 民間活力の活用
- わかりやすい市役所づくり

行政改革の推進及び市民参画による総合計画の進行管理を行い、行政情報の共有化と行政評価による市民への説明責任を果たし、効率的な行政運営を目指します。定員適正化計画により職員の適正配置と計画的な定員管理を行い、簡素で効率的な組織機構づくりに努めます。また、民間活力の積極的な導入と活用を図り、さらに質の高い行政サービスの提供を目指します。

基本目標 2

安心して健やかに暮らせるまちづくり

(保健・医療・福祉)

健康の保持増進

- 健康づくりの推進
- 母子保健事業の推進
- 感染症予防の推進

市民一人ひとりが生涯を通じて、心身ともに健やかに生活できるよう、健康意識を高め健康づくりの推進を図ります。また、疾病や重症化しやすい感染症を予防し、健康寿命の延伸と健康管理の向上に努めます。

地域医療の充実

- 地域医療機関相互の連携強化
- 診療基盤と経営基盤の強化

市民が生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らせるために、保健・福祉との連携強化を図ります。また、市内医療機関との役割分担と病診連携を推進するとともに、安定的な医療供給体制の構築や診療機能の整備を図り、地域医療の充実に努めます。

子育て支援の推進

- 子育て支援施策の整備・拡充
- 障がい児福祉の充実

安心して産み、育てられる環境づくりを進めるとともに、次代を担う子どもたちを温かな目で見守り、健やかに育つ環境づくりを地域ぐるみで進めます。また、発達の遅れや障がいを持つ子に対し、早期発見・早期療育に努め、相談・支援体制づくりと関係機関との連携強化を図ります。

地域福祉の推進

- 地域福祉活動の普及啓発
- 福祉のまちづくりの推進
- 推進体制の充実
- 低所得者支援

市民一人ひとりがお互いに支え合う福祉社会の体制づくりや環境づくりに努め、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、低所得者の生活安定と自立の促進に向け、民生・児童委員や関係機関と連携し、相談・支援の充実に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を図ります。

高齢者福祉の充実

- 高齢者の自立促進
- 介護予防事業の推進
- 介護保険サービスの充実
- 施設整備の推進

高齢者の豊富な経験と知識を活かした社会参加を促進し、自立活動を支援します。また、「地域包括支援センター」を設置し、地域で支える介護予防事業を推進するとともに、認知症対策をはじめとした総合的な相談・支援事業を実施します。さらに、適正な介護保険サービスの運用と充実に努め、住み慣れたこの地で安心して暮らせる施設環境の整備を図ります。

障がい者福祉の推進

- ノーマライゼーション 思想の普及
- 福祉サービスの充実
- 就労支援の充実
- 生活環境等整備の充実

日常生活支援を中心とする地域生活支援体制の構築を図り、障がいのある人もない人も地域社会を構成する一員として尊重され、市民が共に支え合う取り組みを進め、誰もが安心して生活できる社会の実現を目指します。

国民健康保険

国民健康保険事業の運営

国民健康保険を通じて市民の医療に対する安心と信頼を確保し、予防を重視した保健事業を推進します。

基本目標 3

自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

(生活環境・都市基盤)

環境との共生

- 環境の保全
- 良好な環境づくり

自然環境の保全、環境汚染の防止など、環境問題に対応するため総合的な施策を推進します。霊園、墓地、火葬場の計画的な整備と維持管理を行います。

循環型社会の形成

- 3 R 運動の推進
- 廃棄物の適正処理
- 環境美化の推進

リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の3 R 運動を促進し、環境負荷の少ない社会を目指します。ごみの効率的な収集と適正な処理・処分を行い、ごみの出し方や減量化に向けての意識啓発を行う中で、まちなかの環境美化運動を推進します。

消防

- 消防組織体制の充実強化
- 消防施設及び消防装備の整備
- 防火対策の推進

火災を未然に防ぐため防火・査察対策の強化と、火災発生時に速やかに対応できる警防体制の強化を図ります。また、救急救助事象の複雑化・多様化に伴い、救急救命士の養成と高度資機材の導入をはじめ、医療機関との連携を強化し救命率の向上を図ります。

防災対策の充実

- 地域防災計画の推進
- 治山・治水

災害から市民の生命と財産を守るため、市民一人ひとりの防災意識を高め、名寄市地域防災計画を着実に推進するとともに、造林を進めて山地の保水力を高め、河川整備を促進して洪水による被害の発生を未然に防ぎます。

交通安全

- 交通安全意識の高揚
- 道路交通環境の整備
- 冬期の交通安全の確保

悲惨な交通事故を無くすため、幼児から高齢者までの体系的な交通安全意識の普及啓発に努めます。また、歩道及び自転車道の確保と冬期間の安全対策などの取り組みを強化します。

生活安全

- 生活安全意識の高揚
- 関係機関・団体との連携強化
- 安全対策

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、適切な情報の提供と安全意識の高揚を図ります。また、防犯対策として青色回転灯の整備を進め、啓発に努めます。

消費生活の安定

- 消費者利益の擁護
- 消費者啓発の推進
- 物価の動向調査

消費者の利益を守るための各種情報の提供、消費者センターの機能充実などにより、総合的な消費生活の安全・安心対策を進めます。

住宅の整備

- 公営住宅建て替え促進
- 公営住宅の改善整備
- 民間住宅の整備促進
- 住宅マスタープランの策定及び推進

公営住宅の老朽住宅建て替えや既存住宅の計画的改善を検討し整備を図ります。
また、住宅マスタープラン、公営住宅ストック活用計画など新たな住宅計画を策定し、高齢化社会に対応した住まいづくりやまちなか居住を推進するとともに、市民ニーズに対応した住宅環境の整備を促進します。

都市環境の整備

- 都市計画マスタープランの策定及び推進
- 美しい市街地の形成
- 市街地再開発事業
- 公園の管理・整備事業

少子高齢化や市街地の空洞化などの環境の変化に対応するため、将来の市街地のあり方を総合的に検討し、新たな都市計画を策定します。市民や町内会等との協働により、美しく緑豊かな景観の創出や通行者にやさしく安全な市街地の形成に取り組むとともに、既存公園の再整備を計画的に実施し、子どもをはじめ多くの市民に利用される公園づくりを進めます。市街地の再開発を進め、衰退している中心市街地において居住環境や交流施設、集客施設などの整備を促進し、活気と賑わいのあるコンパクトな市街地の形成を進めます。

上水道・簡易水道の整備

- 安定供給の確保
- 水質の向上

安全でおいしい水道水の安定供給の向上と上水道・簡易水道の未普及地域の解消を図るため、上水道第2期拡張事業 や配水管網整備事業などをはじめとした上水道・簡易水道施設の整備を進めます。

下水道・個別排水の整備

- 施設の整備
- 施設の維持管理
- 資源の有効利用
- 合併浄化槽の設置

下水道施設、個別排水処理施設 の整備と更新を計画的に推進するとともに、下水道施設の効率的な維持管理を実施し、清潔で快適な生活環境の保全に努めます。

道路の整備

- 広域幹線道路の整備
- 幹線道路の整備
- 生活道路の整備
- 市道の維持事業
- 建設機械整備事業
- 橋梁の整備

生活道路、幹線道路の改良事業や維持管理事業などを計画的に実施し、市民の協力を得ながら安全で快適な道路環境の整備に努めます。特に市街地内道路の環境改善が求められていることから、重点的に取り組みます。

総合交通体系

- 高速交通体系の確立
- 公共交通機関の整備・確保と利用促進

市民生活や産業活動を支えるため、道北地域においては高速交通体系の構築が求められており、北海道縦貫自動車道の整備促進、宗谷本線の完全高速化などの早期実現を各関係機関に対し積極的に要請していきます。バス路線や鉄道など、公共交通機関の利便性を高めていくため、市民が利用しやすい新たな交通システムの研究・分析を行うとともに、バスターミナルなどの拠点施設の整備を進めます。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

- 冬の安心安全な道路空間の確保
- 市民と協働による雪対策の確立
- 利雪親雪文化の創造と推進

より快適な冬の生活環境を達成するために制定された「名寄の冬を楽しく暮らす条例」に基づき、冬を楽しむ暮らしづくりをはじめ、市民と行政の協働による冬のまちづくりを推進します。除排雪機械を計画的に更新するとともに、市民との協働の理解に立ったより効果的な除排雪体制を確立します。

基本目標 4

創造力と活力にあふれたまちづくり

(産業振興)

農業・農村の振興

- 収益性の高い農業経営の確立
- 多様でゆとりある農業経営の促進
- 農業担い手の育成と確保
- 環境と調和した農業の促進
- 豊かさと活力ある農村の構築

多様な経営形態の中で、農業生産基盤の計画的整備や適正な土づくりの促進、担い手の育成と確保を図り、持続的な農業・農村の構築を進めます。農畜産物の生産性向上と地域特性に即した栽培技術や輪作体系の確立、特産物のブランド化による販路の拡大など、関係機関・団体と連携し農業経営の体質強化を進めます。クリーン農業の推進、農業・農村体験や産地直売などのグリーンツーリズムによる交流を促進し、若者にも魅力ある農業を目指します。

林業の振興

- 森林利用の促進及び緑資源の確保
- 森林施業の計画的推進
- 木材生産体制の整備拡大

森林については、計画的な育林や木材生産の視点だけでなく、森林がもつ水源涵養や防災などの公益的機能の保持に努めます。森林の多面的機能を持続させ、環境学習・レクリエーションなど、健康的な活動の場として活用します。

商業の振興

- 商業の活性化
- 商業経営基盤の強化
- 商業団体の支援強化
- 金融の円滑化
- 流通機能の強化

魅力ある商店街は、まちの顔として中心市街地の賑わいづくり、生活・地域交流の場として大きな役割を果たします。各地区の商店街の組織充実や街区の環境整備を推進するとともに、経営基盤の強化を図るため、各種助成・融資制度、経営指導体制の充実を図り、商工団体の活動や機能強化を支援します。

空き店舗対策や活性化事業、農林業施策と連携した物産振興事業を推進するとともに、公設地方卸売市場の整備拡充を図り、市内農産物など生鮮食料品の安定供給に努めます。

工業の振興

- 地場企業の支援強化
- 企業立地の推進
- 技術開発の支援

地場企業の育成と経営基盤の強化や経営の安定を図るため、各種制度を充実します。また、新製品や独自製品の開発、新技術の研究開発の促進を行い、異業種交流、産学官連携、産業クラスター 形成に向けた体制づくりを推進します。

すでに立地している企業の規模拡大や関連企業の進出を推進するとともに、地域の特性を活かした企業の誘致に努めます。

雇用の安定

- 雇用の安定と確保
- 労働条件の改善
- 福利厚生充実
- 雇用能力開発
- 勤労者の地位向上

新卒卒者、若年者、中高年齢者、障がい者の就職促進と季節労働者の通年雇用化のための支援を進めます。また、パート労働者をはじめとする勤労者全体の労働条件の向上を目指すとともに、関係機関との連携強化に努めます。

勤労者の生活の安定と福利厚生の向上や職業知識の習得、技能力の向上に努めます。労働団体の育成と支援を行うとともに、市民活動の拠点となる市民会館の環境整備を図ります。

観光の振興

- 観光開発
- 観光事業の充実
- 観光誘致宣伝

恵まれた自然と北国の文化を活かした広域観光と観光資源の発掘や商品開発を推進します。また、スキー場や自然公園の整備を行うとともに、まちづくり観光組織の充実を図り、各種まつりの企画により交流人口の拡大を推進し、通年観光による観光客誘致に努めます。

情報発信の拠点として、さらには本市の玄関口として道の駅の整備を行うとともに、農林業施策と連携した事業の展開を図ります。

基本目標 5

心豊かな人と文化を育むまちづくり

(教育・文化・スポーツ)

生涯学習社会の形成

- 生涯学習推進計画の策定
- 文化活動拠点施設整備
- 生涯学習プログラムの整備と学習への支援
- 天体観測を活かしたまちづくり事業

市民の生涯学習への多様な要望に応えるため、生涯学習関連施設・文化活動拠点施設の整備や生涯学習プログラムの策定を進め、学習の場の提供や指導者の支援など、体系的に環境を整備し、市民が自主的な学習に取り組めるよう努めます。

幼児教育の振興

- 就園の奨励
- 小学校との連携

希望する子どもたちが幼児教育を受けられるよう保護者などのニーズに応え、その負担軽減のための助成支援に努めます。子どもたちの健全な心身や豊かな感性を育成し、望ましい生活習慣の習得など教育内容の充実を図るとともに、幼稚園経営の充実・安定のため助成支援を行います。小学校との連携を図り、教育内容・方法の相互理解を推進し、小学校教育への円滑な移行に努めます。

小中学校教育の充実

- 教育環境の整備
- 教育内容の充実
- 健康教育と安全確保

学校の適正規模と適正配置の検討を早急に進めるとともに、検討結果を踏まえ、学校の施設や設備などの整備を計画的に実施します。確かな学力の向上など「生きる力」を培うとともに、グローバル化や情報化の進展など、今日の社会情勢を踏まえた教育内容の充実を図るため、適正な教育課程を編成・実施し、児童生徒一人ひとりの能力や特性、個性の伸長を促す指導の充実に努めます。

高等学校教育の振興

- 就学機会の確保

高等学校の再編整備が進む中、関係機関との連携を図り、進学希望者が安心できる就学の場を確保し、また地域を担う人材を育成することや多様なニーズに応えることのできる教育環境の整備に努めます。

大学教育の充実

- 校舎及び環境等整備事業
- 大学を活かしたまちづくりの推進
- 地域との連携
- 大学の評価

時代の要請に対応し、地域性を重視した高等教育機関としての施設及び設備の整備や充実を図るとともに、蓄積した教育研究を地域経済、地域社会、文化の発展に寄与できるよう努めます。また、大学施設及び設備の市民活用を図り、公開講座などの開催により市民の生涯学習、交流の場として市民に開放された大学になるよう努めます。

食育の推進

- 地域における食育推進
- 学校における食育指導
- 農業・商業分野における食育推進

地域の気候風土と結びついた健全な食習慣を実践することで、優れた日本型食文化の継承を図るとともに、市民が心身の健康を増進するために、自らの「食」について考える習慣や「食」に関するさまざまな知識と「食」を選択する判断力を身に付け、生涯を通じて豊かな食生活を実践する食育の推進を図ります。

家庭教育の推進

- 家庭と地域の教育力の向上
- 子ども会育成協議会との事業連携と施設のネットワーク化

関係機関と社会教育施設のネットワーク化を図り、家庭教育に関する情報を収集提供し学習機会や相談体制の充実を図り、交流を通して家庭の教育力の向上に努めます。

生涯スポーツの振興

- スポーツ施設の整備
- スポーツ振興事業

「市民皆スポーツ」を目指し、明るく健康な心身をつくるため、スポーツ・レクリエーション活動の振興及びスポーツ施設の整備・改修・充実に努め、体育協会と連携しスポーツ団体や指導者の育成、各種スポーツ大会の支援に努めます。

青少年の健全育成

- 青少年健全育成事業
- 子育て支援の推進

青少年が自然を活用した体験活動や地域住民との地域交流、ボランティア活動を通して社会的に自立することを支援していきます。

地域文化の継承と創造

- 文化大ホールの整備
- 芸術文化振興事業

文化施設の整備や指導者育成、文化振興のための基盤整備を進め、文化の創造と文化団体の育成に努めます。また、心を豊かにする優れた芸術を鑑賞する機会の提供に努めます。

用語解説

p 1

ローリング方式

長期的な計画は、さまざまな情勢の変化に対応して推進するため、毎年、実施計画について確認・点検・見直しの作業を行うこと。

行政評価システム

市が実施する事務事業やそれらを束ねる施策体系について、目的や目標を明確にして実施結果による成果を評価し、評価結果に基づいて施策や事務事業の改善、見直しに活用する手法。

協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

p 2

市民自治

市民が地方自治の主権者であり、まちづくりや問題解決の主体であるとする考え方。

地域主権

行政主導ではなく、地域が自らの意思でまちづくりを進める考え方。

地域資源

ここでいう地域資源とは、名寄市立大学やピヤシリスキー場、名寄農業高校、道立サンピラーパークなど、名寄市特有の教育・文化・スポーツ施設を指している。

p 4

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団のこと。

ブランド化

イメージ、信頼感、高級感など他の商品と差別化を図ること。

p 5

三位一体の改革

「国庫補助負担金の廃止・縮減」「地方交付税の縮小」「地方への税源移譲」の3つの改革を同時に行うこと。

新型交付税

地方交付税の配分額を自治体の人口と面積で算定する方式。平成19年度は地方交付税の1割程度を新型交付税として算定する。

歳出・歳入一体改革

税源移譲、補助金削減、地方交付税の減額を一体的に行う三位一体改革（平成16年度から平成18年度まで）の第2期計画で、国の財政を健全化するための方策（平成19年度からスタート）。

公債管理

借金の借り入れ及び借金の借り換えや繰り上げ償還などを含めた返済方法などを調整すること。

p 7

地域コミュニティ

町内会、自治区など、地縁的な関係で形成されている共同体のこと。

情報セキュリティ対策

庁内情報システムで使われている重要な情報が、不正に取得されたり漏洩しないようにシステム側で阻止する物理的な方策や、人為的に漏洩や改ざんがなされないような方策を講じ、重要な情報を守ること。

p 8

上川北部広域圏域

上川北部管内2市5町1村で構成する地域。

p 9

健康寿命

人生の中で自立して健康に暮らせる期間のこと。生存のみではなく、生活の質も考慮に入れた考え方。

病診連携

より安心で最適な医療を提供するために、かかりつけ医と先進医療機器を備えた病院が連携を取り合うこと。

p 10

地域包括支援センター

地域における高齢者の心身の健康維持、保健福祉医療の向上、生活の安定に必要な援助を包括的に行う中枢機関。

用語解説

p 10

介護予防事業

要介護状態になることを予防したり、軽度の要介護状態にある者の状態を維持・軽減するための事業。転倒防止教室や栄養指導など対象者の状態によってさまざまなメニューがある。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など、ハンディキャップを持つ人も持たない人も地域の中で同じように生活することができる社会を目指す考え方。

p 11

循環型社会

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄社会を変えて、循環を基本にした経済社会を構築するという考え方。

環境負荷

人が自然環境に与える負担のこと。

p 12

住宅マスタープラン

地方公共団体の区域における住宅事情や住宅ニーズからくる課題を整理し、住宅政策の将来の目標やあるべき姿を定める計画。

住宅ストック

ある一時点で存在する住宅、住宅の総数全体。

都市計画マスタープラン

新しい総合計画を受けて、体系的に定める都市づくりの指針。

市街地再開発事業

まちの中心商店街や駅前をはじめとする中心市街地を地域の新しい拠点として整備をする事業。

p 13

第2期拡張事業

サンルダム建設による水源の確保と、浄水施設統合及び区域拡張を行うための配水管整備事業。

個別排水処理施設

公共下水道の計画処理区域以外で水洗トイレの汚水や風呂、台所などから出る雑排水を浄化処理する施設。

p 14

クリーン農業

現状の収量水準の維持を前提として、減農薬・減化学肥料により農作物を栽培する、人間にも環境にもやさしい農業のこと。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。欧州では、農村に滞在しバカンスを楽しむという余暇の過ごし方が普及しており、滞在の期間は、日帰りの場合から長期的または定期的・反復的な(宿泊・滞在を伴う)場合までさまざまである。

森林の多面的機能

地球環境の保全、生態系の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など、森林がもつ多様な機能のこと。

p 15

産業クラスター

特定の分野に関連する企業が地理的に集中している状態。

p 16

グローバル化

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。

p 17

食育

健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などを目的に、自らの食について考えたり、食に関する知識や選択する判断力を学び、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

新名寄市総合計画(第1次)概要版

発行 平成19年3月

編集 名寄市総務部企画振興室企画課

印刷 株式会社 名寄印刷所

星雪きらめき
緑の里なよろ

